

三春町告示第 1 1 8 号

平成 2 9 年 1 2 月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 1 日

三春町長 鈴 木 義 孝

- | | | |
|---|-----|-------------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成 2 9 年 1 2 月 1 日（金）午前 1 0 時 |
| 2 | 場 所 | 三春町議会議場 |

平成29年12月1日三春町議会12月定例会を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 新田 信二	2番 本田 忠良	3番 陰山 丈夫
4番 松村 妙子	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一八	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 影山 常光	14番 日下部 三枝	15番 影山 初吉
16番 佐藤 弘		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第75号 三春町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例の制定について

議案第76号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第77号 三春中町蔵条例の一部を改正する条例の制定について

議案第78号 三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第79号 平成29年度三春町一般会計補正予算（第4号）について

議案第80号 平成29年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第81号 平成29年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第3号）について

議案第82号 平成29年度三春町下水道事業等会計補正予算（第2号）について

（議員提出議案）

議案第83号 三春町障害を理由とする差別の解消を推進するための条例の制定について

平成29年12月1日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 新 田 信 二	2 番 本 田 忠 良	3 番 陰 山 丈 夫
4 番 松 村 妙 子	5 番 山 崎 ふじ子	6 番 鈴 木 利 一
7 番 佐 藤 一 八	8 番 渡 辺 正 久	9 番 三 瓶 文 博
10 番 佐久間 正 俊	11 番 小 林 鶴 夫	12 番 橋 本 善 次
13 番 影 山 常 光	14 番 日下部 三 枝	15 番 影 山 初 吉
16 番 佐 藤 弘		

2 欠席議員は次のとおりである。

な し

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 増子 伸一 書記 影山 寛子

4 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副 町 長	坂 本 浩 之

総 務 課 長	伊 藤 朗	財 務 課 長	佐 藤 保 良
住 民 課 長	遠 藤 信 行	除 染 対 策 課 長	村 田 浩 憲
税 務 課 長	佐久間 孝 夫	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 敏 夫	産 業 課 長	新 野 徳 秋
建 設 課 長	宮 本 久 功	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	安 部 良 明
企 業 局 次 長	国 馬 守		

教 育 長	高 橋 正 美	教育次長兼教育課長	永 山 晋
生 涯 学 習 課 長	本 間 徹		

農 業 委 員 会 会 長	大 内 昭 喜
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	村 上 弘
-------------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成29年12月1日（金曜日） 午前10時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案の提出
- 第5 町長挨拶並びに提案理由の説明

第6 議員提出議案の提案理由の説明

第7 議案の質疑

第8 議案の委員会付託

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時00分)

○議長 会議に先立ち報告いたします。執行者側より、滝波広寿企業局長が、病気療養中のため、12月定例会については国馬守企業局次長兼水道・宅造グループ長が代理出席する旨の届出がありましたので報告いたします。

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 ただいまより、平成29年三春町議会12月定例会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番松村妙子君、5番山崎ふじ子君の両名を指名いたします。

…………… 会 期 の 決 定 ……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より12月7日までの7日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より12月7日までの7日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、配布いたしました日程表のとおりといたしますので、ご了承願います。

…………… 諸 般 の 報 告 ……………

○議長 日程第3により、諸般の報告を行います。

出納検査の結果について、監査委員より、平成29年度、第6回、第7回、第8回の例月出納検査報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、定期監査の結果について。

監査委員より、定期監査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

…………… 議 案 の 提 出 ……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。

提出議案は、お手元にお配りいたしました、議案第75号「三春町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例の制定について」から、議案第83号「三春町障害を理由とする差別の解消を推進するための条例の制定について」までの9議案であります。

…………… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

鈴木町長。

○町長 おはようございます。12月定例会の開会にあたり、現下の情勢と、提案いたしま

した議案の概要などについて説明いたします。

東日本大震災から6年9か月が過ぎようとしております。除染対策は、除染で発生した廃棄物を6箇所の仮置場に保管し、適切に管理を行っているところです。

この度、国が葛尾村に設置している仮設焼却施設において、現在三春町に仮置きされている約14万5千袋の除染廃棄物の内、可燃性除染廃棄物6万7千袋余りが、焼却処理することが可能となりました。これは、葛尾村の避難を受け入れたことへの謝意として、葛尾村の村民皆様の理解が得られたため、実施可能となったものです。

来年度からは、平成27年度から開始した中間貯蔵施設への搬出と併せ、葛尾村の仮設焼却施設への搬出が開始され、仮置場の早期解消が図られると考えます。

さて、この一年を振り返って見ますと、いくつかの話題がありました。まず、岩手県一関市とアメリカライスレイク市との姉妹都市締結30周年を迎え、両市への訪問や記念式典などを実施しました。これからも両市との友好を深めて参りたいと考えております。

また、さくら湖マラソン大会は回を重ね、20回目の開催となり、これまでの開催にご尽力いただいた方々に対する感謝状の贈呈や有森裕子氏を招いての記念講演会などを行いました。毎年、町内外を問わず多くの方々に参加をいただいております、今後も関係者の方々のご協力をいただきながら、25回、30回と開催していければと考えております。

さらには、長年、継続して取り組んできた事業である中心市街地における「三春のまちづくり」について、長年の取組みが評価され、第12回まち交大賞において、「まちづくり達成大賞」を受賞しました。

こうした節目を迎えた事業が様々あり、継続することの重要性を再認識したところであり、こうした事業は町民の皆様のご理解・ご協力があるものと、あらためて思うところであります。

また、昨年の10月に亡くなられた名誉町民の田部井淳子さんのメモリアル展の開催、歴史民俗資料館の春季企画展では、同じく名誉町民の故・大高正人さんの設計図書などの展示を行うなど、三春町に多大なる貢献をいただいた両名の功績をご紹介する機会を設け、町内外から多くの方々においでいただくことができ、あらためて、両名の偉大さを感じることが出来ました。

一方、民間の話題としては、東北住電精密株式会社の新工場の建設や株式会社デンソー福島での工場の拡張の話題もあり、町民の方々の働く場所の確保に向けて、今後、大きな効果が見込めるものと考えております。引き続き、官民連携した取組みのもと、町民の方々の働く場所の確保に向けた対策を行っていきたいと考えております。

以上、申し上げましたが、これからも、町民の皆様と力を合わせて、様々な課題を一步一步乗り越えて参りたいと考えております。なお一層のご支援とご協力をお願い申し上げる次第であります。

それでは、今定例会に提案いたしました議案につきまして、その概要を説明いたします。条例の廃止と改正、更に補正予算の合計8議案であります。それらの説明につきましては、配布いたしました議案書、議案説明書のとおりであります。慎重に審議されまして、全議案可決いただきますよう、お願い申し上げます。

今年も、議会をはじめ、多くの町民の方々のご支援ご協力を賜りましたことに、改めて衷心より感謝申し上げ、12月定例会開会にあたっての挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

..... 議員提出議案の提案理由の説明

○議長 日程第6により、議員提出議案の提案理由の説明を求めます。

(議長の声あり)

○議長 6番鈴木利一君。

○6番(鈴木利一君) 議案第83号三春町障害を理由とする差別の解消を推進するための条例の制定について

三春町障害を理由とする差別の解消を推進するための条例を制定するものとする。

平成29年12月1日提出

提出者 三春町議会議員 鈴木利一

賛成者 三春町議会議員 松村妙子

賛成者 三春町議会議員 小林鶴夫

提案の趣旨は、次のとおりです。

障害のある人は、周囲の偏見や理解不足などの障害を理由とした不当な差別的取扱いを受け、日常生活や社会生活を営むうえで不利益を被っている。こうした現状を踏まえ、すべての町民が、障害のある人が受ける不利益は社会環境に問題があるとの障害に対する正しい理解を深め、社会環境に現存する社会的障壁を取り除き、障害を理由とする差別を解消するための取組みを進め、共に支え合う共生社会の実現を目指すために、本条例を制定しようとするものであります。

なお、本条例は、お手元にお配りしてありますので、慎重にご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

..... 議案の質疑

○議長 日程第7により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第75号から、議案第83号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

議案第75号「三春町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第76号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第77号「三春中町蔵条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第78号「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第79号「平成29年度三春町一般会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第80号「平成29年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第81号「平成29年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第82号「平成29年度三春町下水道事業等会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

資本的支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第83号「三春町障害を理由とする差別の解消を推進するための条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第8により、議案の委員会付託を行います。

ただいま、議題となっております議案第75号から議案第83号までは、お手元に配布いたしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託、並びに全体会審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会に付託、並びに全体会審査とすることに決しました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるよう、お願いいたします。

…………… 散 会 宣 言 ……………

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。ご苦労様でした。

（散会 午前10時16分）

平成29年12月4日（月曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 新 田 信 二	2 番 本 田 忠 良	3 番 陰 山 丈 夫
4 番 松 村 妙 子	5 番 山 崎 ふじ子	6 番 鈴 木 利 一
7 番 佐 藤 一 八	8 番 渡 辺 正 久	9 番 三 瓶 文 博
10 番 佐久間 正 俊	11 番 小 林 鶴 夫	12 番 橋 本 善 次
13 番 影 山 常 光	14 番 日下部 三 枝	15 番 影 山 初 吉
16 番 佐 藤 弘		

2 欠席議員は次のとおりである。

な し

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 増子 伸一 書記 久保田 浩

4 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副 町 長	坂 本 浩 之

総 務 課 長	伊 藤 朗	財 務 課 長	佐 藤 保 良
住 民 課 長	遠 藤 信 行	除 染 対 策 課 長	村 田 浩 憲
税 務 課 長	佐久間 孝 夫	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 敏 夫	産 業 課 長	新 野 徳 秋
建 設 課 長	宮 本 久 功	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	安 部 良 明
企 業 局 次 長	国 馬 守		

教 育 長	高 橋 正 美	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	永 山 晋
生 涯 学 習 課 長	本 間 徹		

農 業 委 員 会 会 長	大 内 昭 喜
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	村 上 弘
-------------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成29年12月4日（月曜日） 午前10時01分開会
第1 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時01分）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 おはようございます。開会に当たり、議長より傍聴者の皆様へ申し上げます。

本日は、たくさんの皆様に傍聴においでいただき、誠にありがとうございます。本日は、2名の議員が登壇し、一般質問を行います。どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いいたします。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにされますようお願いいたします。

また、会議の様子を録音・撮影される場合は、あらかじめ議長の許可が必要となります。今回は、申し出がありませんでしたので、録音・撮影はご遠慮願います。

なお、来年2月1日発行の「議会報みはる」に掲載するため、議会事務局職員が適宜、会議の様子を撮影しますので、ご了承願います。

..... 一 般 質 問

○議長 ただいまより、本日の会議を開きます。日程第1により、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第52条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。

質問事項は、質問と答弁がよくかみ合うよう事前通告制をとっております。また、質問時間は、会議規則第58条の規定により、質問者1人につき、質問全体で30分以内の時間制限であります。

それでは、通告による質問を順次許します。

○議長 4番松村妙子君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○4番（松村妙子君） 皆さん、おはようございます。議長の許可を得ましたので、さきに通告しました2件について質問させていただきます。

まず1件目、孫育てを応援、祖父母手帳について。

祖父母手帳とは、祖父母世代や親たちのさまざまな愛情に包まれて、子供が健やかに成長してほしい、幸せになってほしいとの願いから生まれた祖父母手帳であります。これは昔と今の子育ての違いが書いてあるなど、さまざまな情報が含まれております。

子育てにおいては、祖父母の存在を頼りにしている親世代も少なくはありません。共働きの父母のかわりに、祖父母が育児を担う機会が増えております。

祖父母が自分の子の育児をしていたときに比べ情報が多く、育児方法が大きく変化している中で、父母との関係や育児に不安を抱く祖父母が増えていることから、現在の育児方法を学び、父母との関係をより円滑にするとともに、地域における子育ての担い手として、積極的な地域とのかかわりを推進していくきっかけとなるために役立ててはどうか、お尋ねいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 ご質問にお答えいたします。

祖父母が父母の子育てをサポートする「孫育て」は、父母の負担軽減だけではなく、子供の情緒安定や祖父母にとっての老化防止など、それぞれの世代にさまざまなメリットがあるとされております。

しかし、ご指摘のとおり、育児方法は時代とともに変化し、祖父母世代が自分の子の子育てをしてきたころとは変わってきています。その変化に対応できれば、祖父母の「孫育て」がスムーズになり、父母にも大きな支援と感じられることとなります。そこで、祖父母世代が、現代の子育てについて理解を深め、かかわりやすくするために「祖父母手帳」が近年活用されてきています。

「祖父母手帳」には、育児の基本的なことから、昔と現代の育児の違いや根拠、祖父母が無理なく孫と触れ合う遊びなどが紹介されています。さらに父母とのよい協力関係づくりなどについても記載されております。

三春町では、平成28年、昨年に「祖父母手帳」を備えて、母子手帳交付時や乳幼児健診時、または家庭訪問などの機会に内容を説明し、希望する方に交付しているところであります。

また、「祖父母手帳」は、地域の方々にも現代の育児方法や父母の負担を理解するツールとして活用いただくことで、地域ぐるみで子育てをサポートする環境づくりに役立つものとも考えております。今後もさらに活用を図って参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○4番（松村妙子君） 三春町では、平成28年「祖父母手帳」を備えて母子手帳交付時や乳幼児健診時、または家庭訪問などの機会に内容を説明し、希望する方に交付しているということであります。

祖父母世代と親世代がよりよい関係づくりをつくるきっかけになるように、また地域の子育てを通して地域貢献や、やりがいにつながられるように役立てていただきたいと思います。今後どのように周知されていくのか、また、どこに行けばこの手帳をいただけるのか、この2点についてお尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 再質問にお答えしたいと思います。

実際、町に備えてある「祖父母手帳」はこういうものでございます。コンパクトなもので、内容については孫育てのあれこれが、今、松村議員が言ったようなことが載っております。非常に役立つものと考えております。

それで、周知方法でございますが、先ほど答弁したいろいろな機会での配布を継続するとともに、広報でのお知らせ、さらには新たに保育所、幼稚園等に備えるなどして、この「祖父母手帳」の周知にはさらに努めていきたいと思っております。

また、2点目のどこに行ったらいただけるのかということですが、これは保健センターの2階に子育て支援課がございまして、さらには保健福祉課でも備えております。また、子育て支援センターなどにも置いてありますので、その辺でいただくことができるようになっておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

○4番（松村妙子君） 2件目の質問に入らせていただきます。

運転免許証返納とその先の支援について。

高齢者が運転免許証自主返納する動きが広がりを見せております。75歳以上の高齢ドライバーの認知機能検査を強化した改正道路交通法の施行から半年を迎えた5月末までに約43万人が検査を受け、認知症のおそれがあると判定された人は1万人を超えました。このうち約1,000人が免許を自主返納しております。返納率は1割にとどまっております。高齢

ドライバーにとって、免許返納は決してたやすいことではありません。

そこで、3点についてお尋ねいたします。

1つ目には、認知機能検査を強化した改正道路交通法の施行から何名の方が自主返納したのか。

2つ目、運転免許証を自主返納した方の具体的な理由について。

3点目、免許証を自主返納した方への支援について、お尋ねいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

1点目の改正道路交通法施行後の自主返納者の数ですが、法施行されました本年3月12日以降に町の高齢者運転免許証自主返納支援事業に申請された方は16人となっております。

2点目の自主返納をした具体的な理由ですが、自主返納支援事業に申請された方に対して自主返納した理由を個別に伺ってはおりませんが、主な理由としては、高齢に伴い注意力、集中力、判断力といった運動能力や危機回避力の低下などにより運転に不安を感じてきたためと認識しております。

3点目の自主返納された方への支援ですが、町では平成26年度より、高齢者の交通事故の減少を目的として、先ほど申し上げた高齢者運転免許証自主返納支援事業を行っております。

内容は、三春町に住所を有する70歳以上の方が運転免許証を自主返納した場合に、申請に基づき町営バス福祉回数乗車券30回分を交付するものです。引き続き、制度の周知を図って参ります。

また、町の事業ではありませんが、福島県タクシー協会加盟のタクシー会社では、65歳以上で運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の発行を受けた方が運転経歴証明書を提示した場合に運賃料金の1割を割引くサービスを行っておりますので、町の制度とあわせて周知を図って参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○4番（松村妙子君） 自主返納された方、16名ということでありましたが、認知症と確認された方はそのうち何名だったのか、わかればお願いいたします。

2つ目には、自主返納をした具体的な理由というのは先ほど答弁の内容でありましたが、先日、この自主返納をした方々の話を聞く機会がありました。

返納の理由として、出先から帰る途中で道に迷ってしまった。また、家族から反対をされて、事故を起こしてしまったというような理由でありました。いずれの方も家族と同居しているか、または近所にいるので返納しても運転できる人が身近にいるので心配はありませんということでありました。

しかし、ひとり暮らしの方にとっては、返納すれば生活の足を失ってしまいますから、より一層不安を抱えてしまうのではないのでしょうか。各市町村の支援にはさまざまあります。

町の支援ということで幾つか例を挙げさせていただきますと、小野町、町内のタクシー利用について800円を超えた分の料金について助成、また2万円の商品券を交付。会津美里町、デマンド型タクシーの利用券50枚分を交付。南会津町、公共交通機関の利用券年間1万5,000円分を5年間交付、これは会津鉄道、会津バス、町内タクシー利用できるという

ことであります。只見町、デマンド型タクシーの利用券100枚5万円分交付ということでもあります。

三春町の支援ということでは、先ほど言われました町営バス福祉回数乗車券30回分、これを1回ということでありました。これは十分な支援と言えるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 1点目の認知症の方は何名自主返納されたかというご質問ですが、先ほど申し上げましたように、自主返納された際に理由を個別に伺っておりませんので、認知症の方が何名ということは、把握はしていません。

ただ、今後、申請書、自主返納申請をされる際に理由等も書いていただくように申請書のほうは直したいと思しますので、今後は数のほうも把握できるかと思っております。

それから、ほかの自治体と比べてということですが、各自治体それぞれ事情がありますので、三春町については現在の回数券30回分ということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○4番（松村妙子君） 免許を返納してしまえば日常生活、買い物や病院等への移動手段、バスを利用されている方々にとっては、福祉回数券30回分だけでは支援が短いのではないのでしょうか。いつまでも元気で活躍していただくためにも、継続して支援していくべきと思いますが、いかがでしょうか、再度お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 公共交通の質問については以前もご質問を受けたことがございます。そのときの答弁といたしましては、まず基本となる町営バス、公共交通としての町営バスの充実を図って参りたいというのが1点。2点目として、そこから先の各家との連絡をどうするか、これについては今課題になっているといった趣旨の答弁をさせていただいております。

今ご質問にありました公共交通機関の支援策ということは、各市町村それぞれ工夫してやっております。財政規模などによる差は当然出ております。

ただ、三春町においては、今申し上げたとおり、まずは町営バスの連絡網といいますか、交通網を充実させる。今現在、その作業を進めておりまして、年内にはバスも1台増車するというふうな流れになっております。

今課題となっておりますのが、バスからおりた先、あるいは個人個人の例えば介護を必要とする方の移動にちょっと支障があるというところのほうに優先課題というふうに考えてございます。それについては今も担当課のほうで制度の研究はやっておりますが、なかなか具体的なことにはつながって参りません。

ただ、今ご質問にあったということは、これはかなり急を要しているような状態になってきたよという趣旨というふうに理解しておりますので、担当課におきましても、今後は年次計画などを立てまして、どういった交通ができるか、まずは主体には町バスを置いてそこから先の連絡網を充実させるといった基本的な考えをそのまま以降も充実させていきたいというふうに考えてございますので、ご理解くださるようお願いしたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 1 番新田信二君、質問席に登壇願います。

第 1 の質問を許します。

○1 番（新田信二君） ただいま議長より許可がありましたので、さきに通告してあります 3 件につきまして質問いたします。よろしくお願いします。

1 つ目の質問、町の環境保全の取組みについて。

豊かな自然環境など、緑・歴史・文化資源などの地域の誇れる財産が、三春町にはたくさんあります。

この財産は持っているだけではなく、次世代へつなげていかなければなりません。

今後の町の発展とすぐれた歴史・文化などの特性、また、豊かな自然環境との調和を維持するためにも、町並みの整備が必要と思われます。特に日本城跡 1 0 0 選に選ばれている城山の整備は、計画的に実施すべきと思われます。

また、三春町景観条例にも制定されていますが、旧三春中学校から紫雲寺山を通る遊歩道等、三春町散策マップにある場所についても、定期的な草刈り、下刈り等が必要と思われますが、お伺いいたします。

○議長 第 1 の質問に対する当局の答弁を求めます。

宮本建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

城山公園は、舞鶴城址という立地条件から町民のシンボルとして親しまれ、春には桜の名所としてにぎわいを見せておりましたが、近年は桜の樹勢の衰えと同じくするように往時のにぎわいもなくなってきたおり、植栽された高木が成長し、眺望を妨げるなどの問題も生じておりました。

これらのことから、城山公園は貴重な町の史跡という大前提のもとに往年の姿を取り戻し、町民誰もが安全な環境の中で安心して楽しめる施設にするため、町民の代表による「城山公園整備計画検討委員会」を平成 1 8 年に設置し、平成 1 9 年 7 月に「城山公園整備計画」を策定しております。

この計画に基づきまして、各地区まちづくり協会などのご協力を得ながら「1 年を通して利用できる公園」を目指し、桜・花桃・もみじ及びアジサイの植栽を行うほか、貴重な山野草の保護・育成、不要木の伐採及び通路や公衆トイレの整備を行って参りました。

今後も当該計画に基づきまして整備を継続して参りたいと考えております。

次に、散策路についてですが、町では「紫雲寺」をはじめ 7 路線の散策路を整備しております。散策路の維持管理につきましては、三春町シルバー人材センターに委託し、年 2 回の草刈りを実施しているほか、ウォーキングイベントなどでの利用の際は、公園等管理の臨時職員が草刈りを実施するなどの対応をしております。

また、地区によっては、年間を通してボランティアで散策路の維持管理をしていただいているところもありますので、今後も地域の方々のご協力をいただきながら適正な管理に取り組んで参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1 番（新田信二君） お城山と町の景観なんですけど、今現在、説明を受けましたが、年間を通じたボランティア、また今後地域の方々の協力ということで適正な管理ということで承りましたが、今現在、それだけでは足りないということで、今後の管理方法、この辺ちょっと聞きたかったんですが、やはり将来の子供たちに何を残せるのか、また何を残したいのか、何を残すべきなのか、これからしっかり取り組んでいくためには、町と町民と企業と団体が協働の取組みで環境保全に取り組むべきと私は考えております。その辺はいかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本建設課長。

○建設課長 先ほど答弁しましたけれども、これまで城山公園整備計画に基づきまして、各まちづくり協会と連携を図り、町民みずからによる植栽や草刈りを実現するための啓蒙や仕組みづくりを推進し、現在、各まちづくり協会によるアジサイの植栽、それから草刈り等に取り組んで参りました。引き続き、この活動は継続して参りたいと考えてございます。

それから、当該計画にも記載してございますが、今後は次代を担う子供たちに城山公園に関する興味を喚起させるなど、城山公園に対する町民の意識高揚を図ることにより、ボランティア活動の裾野を広げて参りたいと考えてございます。

それから、企業としてのボランティア活動につきましては、本来、企業が自主的に行うものと考えますが、したがって、各企業の意向に左右されることもあろうかと思っておりますので、余り過剰に頼り過ぎることのないように進めていかなければならないと考えてございますが、やはり城山公園に対する町民の意識高揚を図ることによって、ボランティア活動の裾野を広げていくということに尽きるのかなというふうに考えておりますので、ご理解のほど賜りたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

○1 番（新田信二君） 第2の質問に入ります。公衆トイレの改修について。

トイレは、人間社会に必要不可欠なものです。特に観光地、スポーツ広場、イベント会場等では、重要な設備となっています。

一般のコンビニ等でもトイレを前面にした看板を掲げ、誰もが安心して使っていただけるよう呼びかけています。

三春には日本三大桜の滝桜があります。毎年多くの方々が、全国から来場していただいています。桜の開花時期には、仮設トイレが常備されていますが、その期間以外でも滝桜の四季折々の景色を楽しむ人々、またイベント等で使用されています。

ただ、全国の観光地にあるような公衆トイレの設備ではなく、訪れていただいている観光客の皆さまに大変ご迷惑をおかけしていることと思います。

また、町営グラウンドのトイレも老朽化しています。スポーツイベント等多くの方々が利用していますので、いずれ公衆トイレも改修の必要があると思いますので、お伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 滝桜の周辺には4つの常設トイレがありますが、設置場所及び利用状況から、花見ヶ丘公衆トイレをメインとして一年を通じて利用していただいております。

このトイレは平成9年に福島県が建設し、その後、町に移管されたものです。建設から2

0年が経過し、漏水や排水の不具合などが発生していることから、来年度以降、便器の洋式化も含め改修を検討して参ります。

次に、町営グラウンドのトイレにつきましては、平成7年の「ふくしま国体」を開催するに当たり、運動公園談話室の建設とあわせて整備した施設になります。一部に劣化も見られることから、同様に改修を検討して参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番(新田信二君) 滝桜周辺のトイレも町営グラウンドのトイレも清潔感がない、暗い、臭い、汚い、怖いといった意見のイメージがあります。誰も安心して気持ちよく使えるよう、そのところも十分配慮を持って計画をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 トイレが暗い、汚い感じがあるというふうなおたしでございました。

先ほど申したとおり、改修の中でそちらについてはイメージアップを図って参りたいということがございます。

あとは現在の清掃状況ですが、滝桜周辺のトイレにつきましては、シーズン中は1日2回から3回実施させていただいております。それ以外の閑散期については、週2回程度の実施でございます。

また、町営グラウンドのトイレにつきましては、毎日実施させていただいております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番(新田信二君) トイレ全体を建て直しするのは非常に予算的に難しいと思うんですが、先ほど説明の中で洋式ということでかいてもらいました。これからの高齢者が非常に多く使いますので、やはり座った後立ち上がるのにはこれから困難な方も非常に多くですね、全て洋式化でお願いしたいと思います。

また、外見なんですけど、非常に外見も汚れているところもあります。三春町は非常に観光地なものですから、できれば外見、明るいカラー、塗装を変えるだけでも景観がよくなるのかなと思いますが、お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 まず、1つ目の便器の洋式化でございますが、今後は改修に当たっては便器の洋式化を進めて参ります。

次の外観のイメージでございますが、明るい彩りではというふうなご提案でございます。公衆トイレとはいえ、周辺の環境と調和した外見が必要だと思っておりますので、改修の機会にあわせて、そのできる範囲の中で配慮して参りたいというふうに思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

○1番(新田信二君) 第3の質問に入ります。今後の自立財源の取組みについてお伺いします。

人口減少、高齢化時代は間違いなく近づいています。今後、町の自立財源の確保が難しく

なり、新たな増収等の推進が必要不可欠と思われます。

現在、今後の町の財政の健全化と自立財源の確保について、どのような考え、検討があるのか、お伺いいたします。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 質問にお答えいたします。

平成20年に始まった日本の人口減少は、今後、若年人口の減少と老年人口の増加を伴いながら加速的に進行すると推計されております。

本町の人口動向も同様であり、いわゆる「団塊の世代」が75歳を迎えるとともに、老年人口の増加に伴う社会保障費の増加が見込まれております。

一方、本町の財政状況であります、平成28年度一般会計決算においては、町税などの自主財源が35%、残りの65%が地方交付税などの依存財源となっており、国や県への依存度が高い状況となっております。

地方が自主性を発揮するためには、できるだけ自主財源の多い方が望ましいとされており、今後、町の財政健全化を推進する上でも重要な課題であります。

自主財源を充実させる手法としては、町税の初期滞納事案の抑制、売却可能な未利用町有地の売却、または賃貸借の促進、定住促進対策による固定資産税の増収などがあり、引き続き取り組んで参りたいと考えております。

また、中期財政計画に基づき、歳出の抑制に努めながら、将来的に持続可能な行財政基盤を確立し、財政の健全化を確保して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番（新田信二君） まず1つ目、公共設備等の老朽化に施設の適切な維持管理と予防保全の取組みで長寿命化計画を図り、一歩進んだ長期的な視点で町全体の公共設備の適正な利用が考えられますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤財務課長。

○財務課長 再質問にお答えいたします。

町の財政の健全化と自立財源の確保を進めていく上で、公共施設の長期修繕に努めるということとはとても大事なことでと考えております。

町では、公共施設の長期的な健全を図るために適切な時期に必要な修繕等を加え、建物の長寿命化を図り、適正に資産を保持していくということで取り組んでおります。

引き続き、その取組みを進めて参りたいと考えております。

○議長 質問者に申し上げます。

全般的な財源確保についての質問でありますので、個々にわたる項目については通告外となりますので、その辺を考えて質問をお願いしたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番（新田信二君） それでは、財産の利活用についてですが、田村市においては、廃校になった校舎、旧役場庁舎等売却を進めています。町でも未利用財産等については、個々の財産の状況に応じた対応策を検討し、有償貸し付けによる活用、売却などの積極的な処分が必要になることも検討すべきと思いますが、お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤財務課長。

○財務課長 再質問にお答えいたします。

未利用町有地を積極的に処分してはどうかということだと思いますが、町では町有財産の有効活用と財産処分による自主財源の確保を目的として、未利用町有地の処分方針を定めて積極的に取り組んでいるところでございます。

今年度も現時点でございますが、約５４０万円ほどの売却収入を得たところでございます。

引き続き、未利用町有地の処分には取り組んで参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。ありませんか。

(ありませんの声あり)

…………… 散 会 宣 言 ……………

○議長 これにて、一般質問を打ち切ります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、散会といたします。ご苦勞様でした。

(午前１０時４５分)

平成29年12月7日（木曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 新 田 信 二	2 番 本 田 忠 良	3 番 陰 山 丈 夫
4 番 松 村 妙 子	5 番 山 崎 ふじ子	6 番 鈴 木 利 一
7 番 佐 藤 一 八	8 番 渡 辺 正 久	9 番 三 瓶 文 博
10 番 佐久間 正 俊	11 番 小 林 鶴 夫	12 番 橋 本 善 次
13 番 影 山 常 光	14 番 日下部 三 枝	15 番 影 山 初 吉
16 番 佐 藤 弘		

2 欠席議員は次のとおりである。

な し

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 増子 伸一 書記 影山 寛子

4 地方自治法第 121 条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副 町 長	坂 本 浩 之

総 務 課 長	伊 藤 朗	財 務 課 長	佐 藤 保 良
住 民 課 長	遠 藤 信 行	除 染 対 策 課 長	村 田 浩 憲
税 務 課 長	佐久間 孝 夫	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子育て支援課長	影 山 敏 夫	産 業 課 長	新 野 徳 秋
建 設 課 長	宮 本 久 功	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	安 部 良 明
企 業 局 次 長	国 馬 守		

教 育 長	高 橋 正 美	教育次長兼教育課長	永 山 晋
生涯学習課長	本 間 徹		

農業委員会会長	大 内 昭 喜
---------	---------

代表監査委員	村 上 弘
--------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成29年12月7日（木曜日） 午後1時59分開会

第1 付託議案の委員長報告

第2 議案の審議

議案第75号 三春町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例の制定について

議案第76号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 77 号 三春中町蔵条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 78 号 三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 79 号 平成 29 年度三春町一般会計補正予算（第 4 号）について

議案第 80 号 平成 29 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 81 号 平成 29 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 82 号 平成 29 年度三春町下水道事業等会計補正予算（第 2 号）について

（議員提出議案）

議案第 83 号 三春町障害を理由とする差別の解消を推進するための条例の制定について

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午後 1 時 59 分）

……………・開 会 宣 言……………

○議長 ただいまより、本日の会議を開きます。

……………・付託議案の委員長報告……………

○議長 日程第 1 により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は 12 月 1 日に日程設定を行い、12 月 5 日及び 7 日の 3 日間、第 1 委員会室において開会いたしました。

議案第 75 号 三春町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例の制定について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 76 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

総務課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 79 号 平成 29 年度三春町一般会計補正予算（第 4 号）について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 83 号 三春町障害を理由とする差別の解消を推進するための条例の制定について

提出議員及び保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本定例会において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は 12 月 1 日に日程設定を行い、12 月 5 日及び 7 日の 3 日間第 4 委員会室において開会し、12 月 5 日には現地調査も行いました。

議案第 77 号 三春中町蔵条例の一部を改正する条例の制定について

産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 78 号 三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、

全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第79号 平成29年度三春町一般会計補正予算（第4号）について

産業課長、建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第82号 平成29年度三春町下水道事業等会計補正予算（第2号）について

企業局次長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本定例会において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、12月1日に日程設定を行い、12月5日及び7日の3日間、第3委員会室において開会いたしました。

議案第79号 平成29年度三春町一般会計補正予算（第4号）について

住民課長、子育て支援課長、教育次長、生涯学習課長及び保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第80号 平成29年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第81号 平成29年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第3号）について

除染対策課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

…………… 議 案 の 審 議 ……………

○議長 日程第2により、議案の審議を行います。

議案第75号「三春町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第75号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第76号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第76号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第77号「三春中町蔵条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第77号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第78号「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第78号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第79号「平成29年度三春町一般会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第79号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第80号「平成29年度三春町介護保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第80号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第81号「平成29年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第81号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第82号「平成29年度三春町下水道事業等会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

資本的支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第82号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第83号「三春町障害を理由とする差別の解消を推進するための条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第83号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ただいま、総務・経済建設・文教厚生各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

○議長 ただいま、桜川河川改修対策・三春町町立学校再編等調査・三春町議会広報広聴各特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会委員長より申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

……………町長挨拶……………

○議長 本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

ここで町長より発言があれば、これを許します。

鈴木町長。

○町長 12月定例会に提案いたしました全議案可決をしていただきまして誠にありがとうございます。

定例会が終わりますともう、新しい年を迎えると、こういうことになるわけですが、非常に今寒暖の差が激しい。今朝の私の家の玄関の温度計はマイナス4℃でありました。会津の方からは雪の便りも聞こえて参ります。寒さが厳しくなって参ります。

議員の皆さん方には健康に留意のうえ、これからもご活躍をお願いをいたしたいと思います。12月定例会本当にありがとうございました。

……………閉会宣言……………

○議長 これをもって、平成29年三春町議会12月定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。

(閉会 午後2時18分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年12月7日

福島県田村郡三春町議会

議 長 佐 藤 弘

署 名 議 員 松 村 妙 子

署 名 議 員 山 崎 ふじ子

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	採決	議決の状況
議案第 75 号	三春町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 76 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 77 号	三春中町蔵条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 78 号	三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 79 号	平成 2 9 年度三春町一般会計補正予算（第 4 号）について	全 員	原案可決
議案第 80 号	平成 2 9 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	全 員	原案可決
議案第 81 号	平成 2 9 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 3 号）について	全 員	原案可決
議案第 82 号	平成 2 9 年度三春町下水道事業等会計補正予算（第 2 号）について	全 員	原案可決
議案第 83 号	三春町障害を理由とする差別の解消を推進するための条例の制定について	全 員	原案可決